

岡山県依存症治療拠点機関設置運営事業実施要綱

1. 事業の目的

アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症（以下「依存症」という。）は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（否認や医療機関の不足等）から、依存症者が必要な治療を受けられていない現状にある。

このため、依存症の治療及び回復支援を目的として、依存症の治療を行っている精神科医療機関のうち1箇所を「依存症治療拠点機関」として指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積するとともに、地域における依存症の治療・回復支援体制の構築を図ることを目的とする。

2. 実施主体

本事業は、県が指定した病院で、事業を行うものとする。ただし、県は事業の一部を外部に委託することができる。

3. 事業の内容等

(1) 依存症治療拠点機関の選定

県は、厚生労働省と協議の上、県内の精神科医療機関のうち、1箇所を「依存症治療拠点機関」（以下「拠点機関」という。）として指定する。

(2) 依存症治療拠点機関の役割

拠点機関は、依存症対策に係る以下に掲げる事項について適切に執り行い、県は適宜、拠点機関の指導・監督を行う。なお、拠点機関は、少なくともアルコール、薬物、ギャンブルに係る依存症対策は必ず実施する。

① 依存症対策推進協議会の設置

拠点機関は、事業の実施に際して、有識者等で構成する依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

i) 協議会の構成

協議会は、以下の構成で執り行う。なお、協議会の事務局は県及び拠点機関とする。

- ア 依存症治療を専門的に行っている精神科医
- イ 県
- ウ 精神保健福祉センター、保健所
- エ 自助団体
- オ 依存症当事者及びその家族
- カ その他必要な者

ii) 協議会の役割

協議会は、拠点機関における事業計画の策定、事業の効果の検証、問題点の抽出等を行うとともに、必要に応じ、拠点機関に対し提言等を行う。

iii) 指標の設定

協議会は、依存症対策の効果が検証可能なものとなるよう、事前に効果の指標を設定

し、その指標に基づいて対策の効果を評価するものとする。なお、指標の設定に当たっては、少なくとも以下の事項を含める。

- ア 拠点機関における相談件数（相談者の属性・相談内容・相談方法別（訪問・電話・メール等））
- イ 患者数（性・年齢別、疾病の属性別、外来・入院別）
- ウ 治療期間（治療終了、治療中、治療中断別）
- エ 受診後の患者への対応方法
- オ その他必要な事項

② 依存症治療拠点機関の業務

拠点機関は、協議会において策定された事業計画や提言等を踏まえ、主に以下に掲げる業務について実施する。

- i) 依存症当事者及びその家族への専門的な相談、治療及び回復支援
- ii) 県内の精神科医療機関等への助言・指導
- iii) 関係機関（精神保健福祉センター、保健所、市町村、自助団体、福祉事務所、保護観察所、公共職業安定所等）との連携・調整
- iv) 医療従事者、関係機関職員、依存症当事者及びその家族等に対する研修の実施
- v) 依存症当事者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- vi) 協議会の運営
- vii) 協議会で定めた指標に必要な数値等の集計・整理
- viii) その他依存症対策に必要な事項

③ 依存症治療支援コーディネーターの配置

拠点機関は、上記②に掲げる業務を適切に行うため、依存症治療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。なお、コーディネーターは、以下の要件を備えている者であること。

- ・ 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- ・ 依存症当事者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。

④ 全国拠点機関との連携

拠点機関は、国が別に指定する全国拠点機関と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国拠点機関の求めに応じ、協力を努める。

(3) 指定申請等

① 指定申請

拠点機関は、別紙様式1により指定申請書を提出する。

② 申請事項の変更

拠点機関は、病院の名称、所在地、管理者に変更があった場合は、速やかに別紙様式2により指定申請事項変更届を提出する。

③ 指定の辞退

拠点機関は、指定を辞退しようとするときは、拠点機関の運営を中止する日の属する月の前々月末までに別紙様式3により、指定辞退届を提出する。

④ 指定の取消

事業の実施状況が低調であるとき等は、厚生労働省と協議の上、指定を取り消すことがある。

(4) 事業計画、事業実績報告及び最終報告

拠点機関は、事業実施計画及び状況等について、以下のとおり行う。

① 事業計画

事業実施計画については、別紙様式4により毎年度4月20日までに提出する。

② 実績報告

協議会での拠点機関の事業実施状況の検証結果を踏まえ、事業実績報告として別紙様式5を作成し、検証に用いたデータ等を添付して毎年度3月20日までに提出する。

③ 最終報告

事業完了年度については、上記と併せて最終報告を別紙様式6により作成し、当該事業の総括的な検証に基づいた報告書及び根拠となるデータ等を添付して提出する。

④ 事業計画、事業実績報告、最終報告の審査

提出された事業計画、事業実績報告、最終報告について、国が設置する事業評価機関で審査される際、必要に応じて、評価機関に対する説明を行うものとする。

4. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、依存症当事者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、平成26年9月18日から施行する。